

令和2年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策について

令和2年度のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の製造は、令和2年8月時点で約3,178万本と予定されている。

近年のワクチンは、需要に対して十分な供給量が確保されていることから、国は、平成24年度からワクチンの製造予定量の情報提供のみを行うこととした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、前年度を上回るインフルエンザワクチンの需要が見込まれることから、当県においては、インフルエンザ対策を推進し、県民の安心・安全を確保するため、行政（県、市町村）、医療機関及び医薬品卸売販売業者が、より一層、互いに協力し、下記のとおりインフルエンザワクチンの安定供給対策を講じるものとする。

記

1 本年度のワクチン供給予定

製造見込み本数	3,178 万本（1mL換算、以下同じ）
（令和2年8月時点）	
昨年度製造量（2,964万本）の約7%増	

県内医療機関の納入希望状況	853,983.5 本（主要卸5社調べ）
（令和2年9月1日時点）	
昨年度納入希望状況（804,958本）の約6%増	
昨年度出荷実績：1,312,767本（令和2年1月10日までのデータ）	

2 関係機関・団体の責務

ワクチンの安定供給のために関係機関・団体は、次の責務の遂行に努める。

（1）県（薬務課・感染症対策課）の責務

県（薬務課・感染症対策課）は、関係機関・団体に協力を求め、県内におけるワクチンの安定供給のための方策を策定・推進する。

また、ワクチンの供給に滞りが生じるおそれが発生した場合は、速やかに次のとおり対応する。

県内のワクチンが不足するおそれがある場合などは、市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、臨時に調査する。

ワクチンの在庫を有する医療機関等に他の医療機関等への融通を依頼し、国からの追加のワクチンの供給があるまで、県内の調整に努める。

国に対し速やかにワクチンの供給を求め、県内の適正なインフルエンザワクチン安定供給対策に努める。

市町村の協力を得て、県民にワクチンの接種ができる医療機関等の情報提供を行い、県民の不安の解消に努める。

必要に応じて、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、ワクチンの安定供給について協議する。

(2) 県医師会の責務

県医師会は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関に対し情報提供に努める。

医療機関に対し依頼する分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について医療機関に対する指導に努める。

(3) 医療機関の責務

医療機関は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、適正な注文に努める。また、納品を受ける際には、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸売販売業者の分割納入に協力する。

- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、ワクチンの需要が高まる可能性があることから、ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期について呼びかけを行うことになった。予防接種法に基づく定期接種対象者に加えて、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6か月以上）から小学校低学年（2年生）への接種を優先する。

特に今年度は、必要量に見合う量のワクチンを購入することを徹底する。したがって、原則として返品を行わない。

- 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、前年の納入時期及び使用実績並びに新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、早期の一括納入を求めること等、必要以上の早期又は多量の納入を求める予約・注文を行わない。

返品を前提とした注文及び在庫管理を行わない。なお、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズン終盤に、大量にワクチンを返品した医療機関等の名称を公表することがあるので留意する。返品の扱いについては、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(平成30年1月23日厚生労働省医政局長・保健局長通知)を参照すること。

ワクチン不足等によりワクチンの供給ができなくなった場合には、予約在庫がある医療機関等においては、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるよう努める。

市町村が実施する臨時(ワクチンが不足するおそれがある場合など)のワクチン在庫状況等の調査を求められた場合には、協力する。

13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」を徹底する。

同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、診療時間のうち、ワクチン接種を行う時間帯を決めて接種を集中的に行うこと等により、同一バイアルからできるだけ複数回の使用を行うことが考えられる。

(4) 医薬品卸売販売業者の責務

医薬品卸売販売業者は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関等からの注文に対しては、前年の納入実績及び返品実績を確認し、使用実績を大幅に上回らないように配慮するとともに、追加注文を受ける際には、すでに納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時必要量を供給すること。なお、**原則として、医療機関からの返品を受けないこととする。**また、医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整し、医療機関等が不利にならないよう配慮する。

12月上旬にも一定量のワクチンが供給される見込みであること及び今年度はワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うことを踏まえて、卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入時期等について綿密な情報提供を行うよう努める。

医療機関等へのワクチンの納入については、医療機関等の協力を得て分割納入に努めるとともに、医療機関等において、ワクチン接種に支障をきたす場合を除き、原則1回の納入は100本以下とするよう努める。

ワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が臨時に実施する調査に協力する。

ワクチン不足時の対応にあたっては、予約在庫がある医療機関等に対して、県とともに融通の理解・了解を得るよう努める。

地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起らないよう配慮する。

(5) 市町村及び県保健所の責務

市町村及び県保健所は、住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を協働して行うとともに、ワクチン不足等の緊急時の場合には、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。また、ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。

市町村は、医療機関のワクチンの在庫等について臨時の調査を行う。

県保健所は、市町村が調査した医療機関のワクチンの在庫状況等の調査結果を集計し、県に報告するとともに、管内の市町村に対し、ワクチンの安定供給に必要な依頼及び情報の提供等を行う。

3 ワクチンの安定供給体制

(1) ワクチン安定供給体制

図1の「埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制」により、ワクチンの安定供給を図る。

(2) 関係機関・団体の役割分担

ワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割分担は、別表のとおりとする。

(3) ワクチン不足時の対応

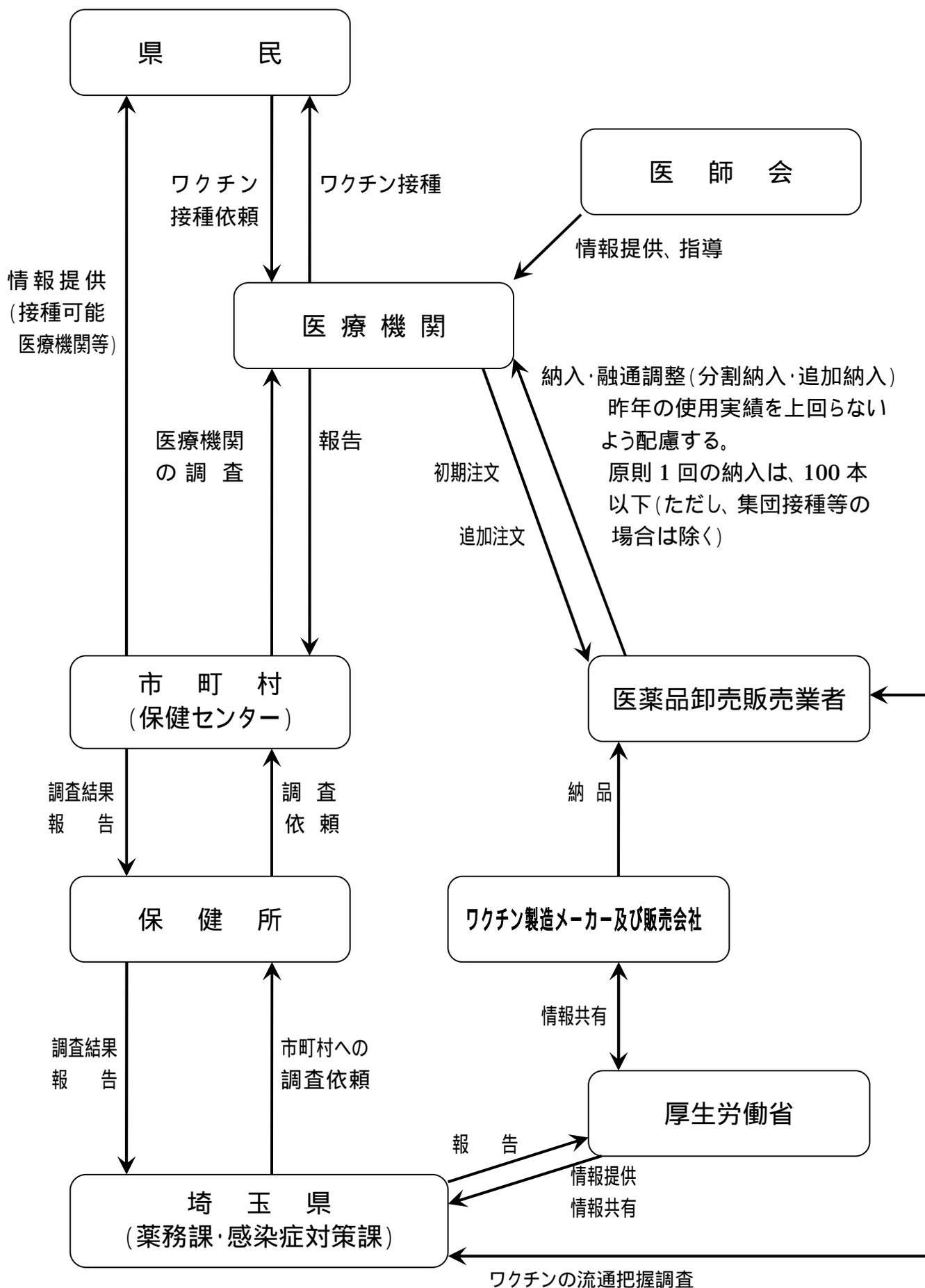
ワクチン不足が発生した場合は、図2「ワクチンが不足した場合の対応フロー」に基づき、ワクチン不足の解消に努める。

(4) ワクチンの在庫等調査

別添1「令和2年度医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

別添2「令和2年度医療機関におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

図1 埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制



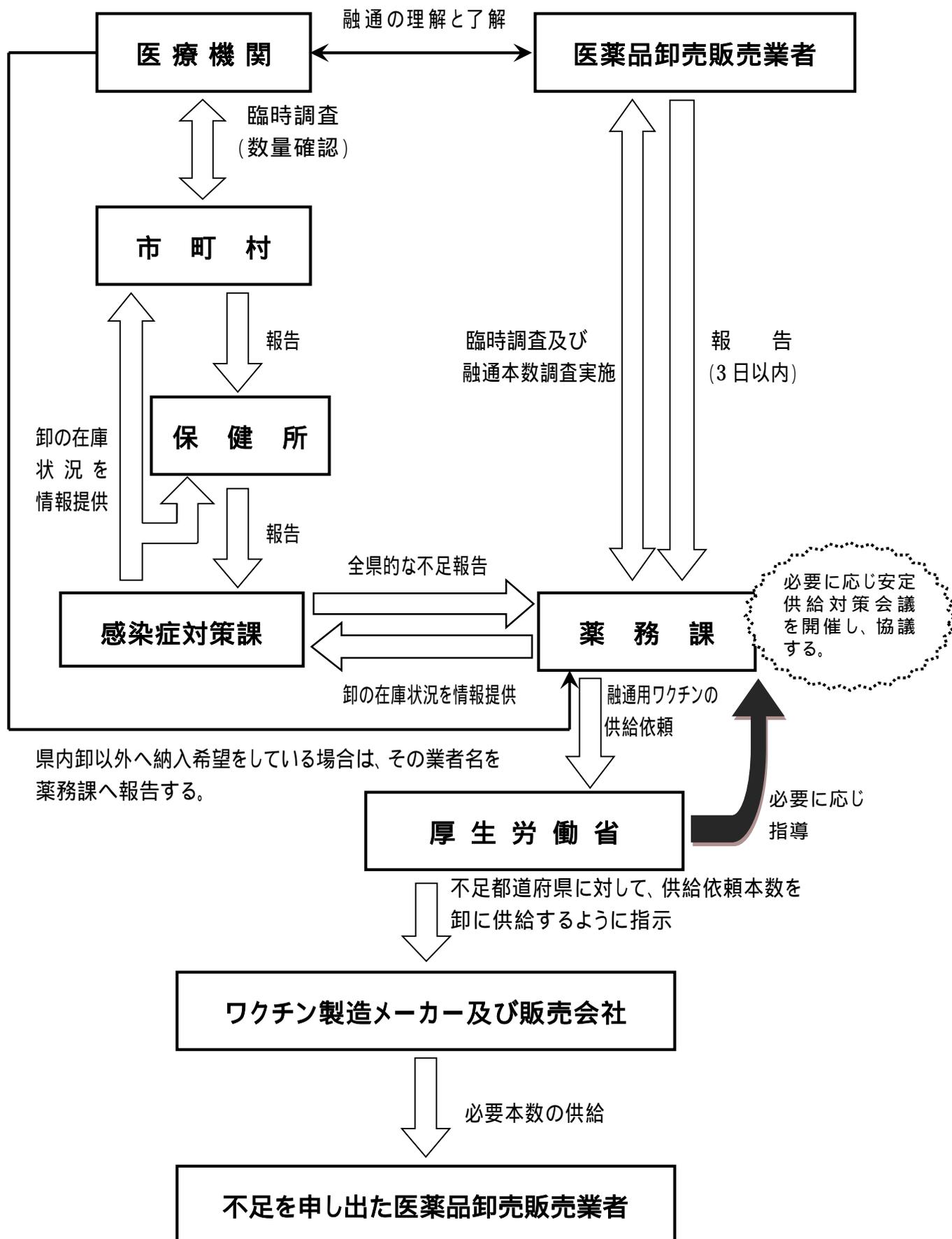
別表 インフルエンザワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割

機関・団体 項目	埼玉県 (薬務課・感染症対策課)	県医師会	医療機関等	医薬品卸売販売業者	市町村 (保健センター)	県保健所
一般的事項	関係機関・団体に協力を求め、県内におけるワクチンの安定供給のための方策を策定し、推進する。	医療機関に対し、情報提供に努めるとともに、分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について指導に努める。	特に今年度は、適正な注文(前年の使用実績を大幅に上回らないよう配慮)に努める。 ワクチンの優先的接種対象者への接種を優先する。 必要量に見合う量のワクチンの購入を徹底する。したがって、原則返品は行わない。 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が必要と認める場合を除き「1回注射」を徹底する。 同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。	医療機関等からの注文に対しては、特に今年度は、前年の使用実績を大幅に上回らないように配慮し、随時必要量を供給する。原則として、医療機関からの返品を受けない。なお、新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整する。 医療機関等からの予約・注文を受ける場合にあっては、ワクチンに関する在庫量等の正確な情報提供を行うことに努める。 地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮する。	住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ワクチンの優先的接種時期についての呼びかけを適切に行う。	住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ワクチンの優先的接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。
分割納入			ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸売販売業者の分割納入に協力する。	医療機関等の協力を得て分割納入を行うよう努める。医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除き、原則1回の納入は100本以下とするよう努める。		

別表 インフルエンザワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割

<p>在庫調査等</p>	<p>市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、県内のワクチン不足状況等について臨時に調査する。</p>		<p>市町村が実施する臨時の調査に協力する。</p>	<p>県内のワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が実施する臨時調査に協力する。</p>	<p>医療機関への臨時の調査を行う。</p>	<p>管内の市町村からの調査結果を集計し、県へ報告する。</p>
<p>ワクチンの不足時</p>	<p>医療機関等に対し、医薬品卸売販売業者とともに、融通の理解、了解を求める。 ワクチンの供給について滞りが生じるおそれが発生した場合は、県内での調整を行うとともに、必要に応じて国に対し、全国的な融通等を求めるため、情報提供し、県内の適正なインフルエンザ対策に努める。 必要に応じ、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、安定供給対策について協議する。</p>		<p>予約在庫がある場合は、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるように努める。</p>	<p>予約在庫がある場合には、予約している医療機関に対し、県とともに融通の理解、了解を求めることに努める。</p>	<p>住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。</p>	<p>住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。</p>

図2 ワクチン不足が発生した場合の対応フロー



令和 2 年度

医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領

1 目的

この実施要領は、医薬品卸売販売業者の協力を得て、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策の一環として、埼玉県（以下「県」という。）が実施する医薬品卸売販売業者におけるワクチン在庫状況等調査（以下「調査」という。）を円滑に進めるために制定する。

2 臨時調査

県内においてワクチンが不足するおそれがある場合、又は厚生労働省から調査依頼等があった場合に、主要医薬品卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況等を緊急に把握する必要がある場合に限り、臨時で調査を実施する。（様式 1）

(1) 調査日及び報告日

県がその都度定める。

(2) 報告方法

電子メール（a3620-14@pref.saitama.lg.jp）又は F A X (048-830-4806) とする。

3 ワクチン不足への対応

(1) 県が行う医療機関における調査でワクチンの不足が認められたときは、県は主要医薬品卸売販売業者に対し上記 2 の臨時調査を行う。

(2) 臨時調査によりワクチン不足が認められたとき、医薬品卸売販売業者は、予約している医療機関に対し、予約在庫の融通について理解と了解を求める。

(3) 医薬品卸売販売業者は、ワクチンの注文に応じられなくなったとき、速やかに緊急報告票（様式 2）により薬務課へ上記 2（2）と同様に報告する。

4 その他

この要領に記載がない事項については、関係機関で協議する。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 6 日から適用する。

(あて先)

埼玉県保健医療部業務課 販売指導担当

電子メール (a3620-14@pref.saitama.lg.jp) 又はFAX (048-830-4806)

インフルエンザワクチン調査報告票 (調査日 月 日)

卸売販売業者	
担当者	
連絡先	T E L
	F A X
	メール

調査内容：令和 年 月 日時点での在庫状況

報告期限：令和 年 月 日 ()

		1 mL	0.5 mL	0.25 mL
受入	ワクチン製造・販社からの受け入れた数量 (9月1日から調査日までの累計)	本	本	本
納品	医療機関等へ納品した数量 (9月1日から調査日までの累計)	本	本	本
在庫	納品先が決まっている数量 (調査日)	本	本	本
	追加・新規注文があれば販売できる数量 (調査日)	本	本	本
返品	返品され再出荷が可能な数量 (調査日) 上記在庫を除く	本	本	本
	返品され再出荷ができない数量 (調査日)	本	本	本
受入 予定	今後ワクチン製造・販社から受け入れ予定数量 (調査日)	本	本	本

		病 院	診療所	その他	
納品 内訳	納品した施設数 9月1日から調査日までの 間に1医療機関に納品した累 計本数	99本 (1 mL換算) 以下	件	件	件
		100 ~ 199本	件	件	件
		200 ~ 299本	件	件	件
		300 ~ 399本	件	件	件
		400 ~ 499本	件	件	件
		500本以上	件	件	件
不足 状況	納入希望を受けた医療機関等に納品できていない施 設数及び数量 (1 mL換算) (調査日)	件	件	件	
		本	本	本	
不足 状況	納入希望に対応できたが、追加・新規注文に応じら れない施設数及び数量 (1 mL換算) (調査日)	件	件	件	
		本	本	本	

その他 備考

--

(様式 2)
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県保健医療部業務課 販売指導担当

電子メール (a3620-14@pref.saitama.lg.jp) 又はFAX (048-830-4806)

卸売販売業者	
担 当 者	
連絡先	T E L
	F A X
	メール

インフルエンザワクチン緊急報告票

(令和 年 月 日 時現在)

不足状況		病 院	診療所	その他
追加・新規注文に応じられない施設数及び数量	施設数	件	件	件
	1 mL	本	本	本
	0.5 mL	本	本	本
	0.25 mL	本	本	本

不足等の状況を具体的に記載してください。

令和 2 年度

医療機関におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領

1 目的

この実施要領は、市町村及び医療機関の協力を得て、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策の一環として、埼玉県（以下「県」という。）が実施する医療機関におけるワクチン在庫状況等調査（以下「調査」という。）を円滑に進めるために制定する。

2 調査

(1) 医療機関リストの作成

ア 各市町村は、「ワクチン接種実施医療機関リスト（様式 1）」を作成し、令和 2 年 10 月 16 日（金）までに管轄の保健所に提出すること。ただし、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は提出不要とする。

イ 県保健所は、管内市町村の報告をとりまとめ、令和 2 年 10 月 23 日（金）までにメールにより感染症対策課に報告する。

メールアドレス：a3510-22@pref.saitama.lg.jp

送信件名：ワクチン接種医療機関リスト 保健所

(2) 臨時調査の実施

ワクチンが不足するおそれがある場合や、厚生労働省から調査の指示があった場合など、県内の医療機関におけるワクチンの在庫状況等を緊急に把握する必要がある場合に限り、臨時調査を実施する。

ア 調査期間

県が別途指定する。

イ 調査実施日

県がその都度指定する。

ウ 調査方法

(ア) 各市町村は、「インフルエンザワクチン在庫状況 調査票（医療機関用）（様式 2）」を用い、管轄内のワクチン接種実施医療機関に対して調査を行う。

なお、県の指示により調査項目を追加することもできる。

(イ) 市町村ごとの調査施設数は次のとおりとする。

市町村のワクチン接種実施医療機関数	調査実施医療機関数
50 施設以上	20% 以上
11 施設から 49 施設まで	10 施設以上
10 施設以下	全施設

(ウ) 様式 2 に関する記載上の留意事項

「接種の可否」とは、調査対象期間にワクチンを接種することが可能な場合を「a 可能」、接種できるが調査対象期間にワクチンが不足する場合を「b 不足」とし、調査実施日時点ですでに接種を終了している場合は「c 終了」とする。何らかの事情により、調査することができない場合等は「d 調査不能」とする。「在庫量」とは、調査実施日時点における医療機関で保管している在庫量とする。

「発注量」とは、今後医薬品卸売業者から納品される見込み量とする。なお、納品の確約がとれていない場合も発注済みである場合は計上すること。

「予約量」とは、予約状況等から今後の接種に必要となるワクチン量とする。

「不足量」とは、次のとおりとする。

在庫量 + 発注量 - 予約量 = 不足量（マイナス数値の場合のみ）

エ 調査票の取りまとめと結果報告

(ア) 各市町村は様式 2 を取りまとめた上、調査実施日の翌日までに「市町村用調査報告書（様式 3）」を管轄の県保健所（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は県感染症対策課）に報告すること。

(イ) 県保健所は、管轄市町村の報告を取りまとめた上、感染症対策課が指定する期日までに「保健所用調査報告書（様式 4）」を感染症対策課に提出すること。

メールアドレス：a3510-22@pref.saitama.lg.jp

送信件名：ワクチン調査報告 保健所

3 その他

調査において報告された「不足」情報に関しては、県（県感染症対策課から県薬務課を経由）を通じて医薬品卸売販売業者へ提供するものとする。

また、「不足」医療機関に対しては、別途県が実施する「医薬品卸売販売業者へのインフルエンザワクチン在庫状況等調査」をもとに、県（薬務課）が中心となって流通調整を行う。

なお、この要領に記載がない事項については、関係機関で協議する。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 16 日から適用する。

保健所インフルエンザワクチン担当者 あて

ワクチン接種実施医療機関リスト

市町村名 _____

担当者名 _____

	医療機関名	所在地	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

インフルエンザワクチン在庫状況 調査票(医療機関用)

報告日: 月 日

医療機関名:

1 接種の可否

a 可能	
b 不足	
c 終了	
d 調査不能	

該当に を記入してください。

2 上記1で「b 不足」と回答した医療機関のみ以下の質問に御回答ください。

在庫量(調査実施日時点における医療機関のワクチン在庫量)

本(1mL換算)

発注量(今後納品される見込みのワクチン量)

本(1mL換算)

注:納品の確約がとれていない場合も、発注量(本数)へ計上して下さい。

予約量(今後の接種に必要なワクチン量)

人

不足量:ワクチン不足本数(+ -)

本(1mL換算)

保健所インフルエンザワクチン担当者 あて

市町村用調査報告書

_____ 月 _____ 日

市町村名 _____

担当者名 _____

	調査実施医療機関名	接種 の 可否	確保本数(1mL換算)		予約量 (1mL換算)	不足量 (1mL換算)
			在庫量	発注量		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

感染症対策課担当者 あて

保健所用調査報告書

保健所名

担当者名

___月 ___日()

	市町村名	調査実施医療機関数							
		接種の可否				確保本数(1mL換算)		予約量	不足量
		a可	b不足	c終了	d調査不能	在庫分	発注量	(1mL換算)	(1mL換算)
1		0							
2		0							
3		0							
4		0							
5		0							
6		0							
7		0							
8		0							
9		0							
10		0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0